

八王子市療育給付事業実施要綱

1 目 的

この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第20条「結核にかかっている児童に対し、療養に併せて学習の援助を行うため、これを病院に入院させて療育の給付を行うことができる。」の規定に基づき、療育の給付を行う場合に、八王子市児童福祉法施行細則（以下、「細則」という。）第6条から第9条に規定する事務手続等について必要な事項を定め、もって医療給付等の円滑な実施を図ることを目的とする。

2 給付の対象

給付の対象となる児童は、次のすべてに該当する者とする。

- (1) 親権者又は未成年後見人（以下「保護者」という。）が八王子市に住所を有する18歳未満の者。
- (2) 結核にかかっており、医師がその治療のために、入院を必要と認めた者。
- (3) 法第20条第4項の規定により指定された病院（以下「指定療育機関」という。）に入院している者。
- (4) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく医療給付の承認を得た者。

3 給付の内容

- (1) 療育の給付は指定療育機関に委託して行うものとし、指定療育機関における療育の給付の内容は、次のとおりとする。

なお、オを除き、すべて現物給付であり、医療費についての療養費払は行わない。

ア 診察

イ 薬剤又は治療材料の支給

ウ 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術

エ 病院への入院及びその療養に伴う世話、その他看護

オ 移送

カ 日用品（療養生活に必要な物品）

キ 学習用品（小学生及び中学生に対して、学習に必要な物品）

- (2) 医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律を適用して生じた自己負担額を療育給付で給付する。ただし、高額療養費制度が適用される場合には、その限度額までを療育給付で給付する。なお、生活保護法が適用される場合については、療育給付が優先して適用される。
- (3) 入院時食事療養に係る標準負担額についても、給付対象とする。

4 給付の期間

療育給付の期間は入院で1年間を限度とする。また、治療継続が必要と認められる場

合には、更新することができる。

5 給付の申請

細則第6条第1項に規定する給付の申請は、保護者が行うこととし、原則として治療開始予定日より前に、次の全ての書類を市長あて提出するものとする。

- ア 療育給付申請書（第1号様式）
- イ 療育給付意見書（第2号様式）
- ウ 世帯調書（第3号様式）
- エ 所得税額証明書等

給付申請の前年の所得税額を証明する次のいずれか一つの証明書等を添付すること。

- (ア) 源泉徴収票又はその写し
- (イ) 確定申告書の控又はその写し
- (ウ) 住民税の課税証明書
- (エ) 生活保護法による被保護世帯であることの証明書

6 給付の決定

市長は、細則第6条第2項に規定する療育の給付を決定したときは、療育医療券（第4号様式）保護者に交付する。また、細則第5条第3項の規定により給付を行わないと決定したときには、保護者あて療育給付却下決定通知書（第5号様式）を交付する。

7 費用の徴収

法第56条第2項の規定により本人又はその扶養義務者（以下「扶養義務者等」という。）から徴収する費用の徴収については、次のとおりとする。

- (1) 市長は、療育の給付に要する費用のうち細則別表に定める額を扶養義務者等から徴収する。
- (2) 扶養義務者等から徴収する費用の額を算出するにあたっては、別に定める「養育医療の給付等に要する費用の徴収又は支払命令実施要領」によるものとする。
- (3) 市長は、扶養義務者等に対して納入通知書により徴収する費用の額を通知する。扶養義務者等は納入期限までに八王子市が指定する金融機関にこれを納入しなければならない。

8 医療券の再交付等

市長は、保護者から次のいずれかに該当し医療券の再交付等の申請があった場合、その内容を審査のうえ医療券を新たに保護者に交付するものとする。

- (1) 医療券を紛失又は棄損したときは、保護者は医療券再交付申請書（第6号様式）により市長あて申請し医療券の再交付を求めることができる。
- (2) 住所又は健康保険証等の変更があったときは、保護者は変更届（第7号様式）に医療券を添付して市長あて申請し、医療券の再交付を求めなければならない。

ただし、他の特別区又は東京都内の市町村に居住し、医療券を交付されている児童の保護者が八王子市に住所を変更した場合は、新規の給付申請ではなく、上記と同様

に変更届（第7号様式）に医療券を添付して市長あて申請し、新たに医療券の交付を求めることができる。

- (3) 扶養義務者等の所得税額等に変更が生じたときは、保護者は徴収金額変更申請書（第8号様式）に変更後の所得税額証明書等、世帯調書及び医療券を添付して市長あて申請し、新たに医療券の交付を求めることができる。

なお、変更された徴収金額は、市長が徴収金額変更申請書を受け付けた月の翌月から適用する。

9 給付の継続

指定療育機関が引き続き療育の給付を継続する必要があると認めた場合、保護者は医療券の有効期間満了前に療育給付の継続協議書（第9号様式）に療育給付意見書、世帯調書及び所得税額証明書等を添付して市長あて申請し、新たに医療券の交付を求めることができる。

なお、市長は、継続給付を承認したときは、医療券を新たに保護者に交付する。

10 日用品等の支給

市長は、療育の給付を受ける児童に対し、保護者の請求により日用品及び学習用品を現物支給する。なお、日用品及び学習用品の支給については、別表第2の支給額の範囲内で行うものとする。

11 移送の給付

医療券の交付を受けている児童で、現物給付ができない移送の給付を必要とする場合は、保護者は事前に市長に対し申請し承認を得るものとする。その申請に関する取扱いは別に定める。

12 療育機関の指定

細則第7条第1項第1号の申請書は、療育機関指定申請書（第10号様式）によるものとする。

- 13 指定の基準は、八王子市療育医療機関指定基準の規定によるものとする。

- 14 細則第7条第1項第2号の届出は、療育機関変更等届（第11号様式）により行うものとする。

- 15 細則第7条第1項第2号の届出は、療育機関指定辞退届（第12号様式）により行うものとする。

- 16 市長は、療育機関を指定したときは療育機関指定書（第13号様式）を、申請者に交付するものとする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年11月24日から適用する。

別表

日用品費及び学習用品費

費 目	1人当たり月額
日用品費	18,510 円
学習用品費（小学生）	2,190 円
学習用品費（中学生）	2,810 円